

学習者用端末の貸与についてのお知らせ

タブレット端末の整備について

県立高校では、1人1台の端末を活用した学びを推進しています。タブレット端末につきましては、原則ご家庭での準備をお願いしているところですが、やむを得ず準備が難しい場合は、学校で用意する貸出の端末を利用することが可能です。



貸与申請に当たっての留意事項

- ・ 貸与端末は、学校推奨の機種、同一のものをご卒業まで利用いただく予定です。
- ・ 学校個別に導入するソフトウェア(教材)費等は、ご家庭で負担していただきます。
- ・ 貸与端末を利用していく中で、当該端末に物理故障・破損等が発生した場合、ご家庭で修理費等負担いただく場合があります。

【注意】貸与端末を利用する場合、端末購入に対する補助金は利用できません。

貸与申請受付期間:令和8年3月24日(火)から令和8年4月10日(金)まで

貸与申請手続きの流れ

1

サイトへアクセス

下記のURL(二次元コード)から、申請フォームにアクセスしてください。

2

申請

みやぎ電子申請サービスから行います。必要事項を入力し申請してください。

3

貸与の決定

貸与が決定しましたら、学校を通じてお知らせします。(4月中旬頃)

4

端末受領

貸与端末の利用方法等の説明を受けた後、端末を受け取ります。

電子申請はこちらから

宮城県立高校タブレット端末貸与申請(令和8年4月入学生向け)

<https://logoform.jp/f/orZcy>

アクセスができなかった場合は、お手数ですが時間を置いて再度アクセスいただきますようお願いいたします。



申請用(二次元コード)

ご不明点等については、下記連絡先までお問い合わせください。

宮城県教育委員会

【問い合わせ】宮城県教育庁 教育企画室情報化推進班 電話:022-211-3612 (平日 8:30~17:15)